

仕事と育児の両立支援の拡充について



育児を行う幼稚園教育職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、仕事と育児の両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置を講じる。

1 内容

仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員への意向確認

- ・本人又はその配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対して、育児休業制度の情報提供と併せて、仕事と育児との両立支援制度等に関する情報提供及びその利用に係る意向確認のための措置(面談等)を実施すること。
- ・3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立支援制度等に関する情報提供及びその利用に係る意向確認のための措置(面談等)を実施すること。

2 改正を要する条例

中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

3 施行予定日

令和7年10月1日